

中間監査基準 新旧対照表

項目	改 訂 案	現 行
第二 実施基準	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 監査人は、中間監査に係る自己の意見を形成するに足る<u>合理的な</u>基礎を得るために、経営者が提示する中間財務諸表項目に対して監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>5～11 (略)</p>
第三 報告基準	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。</u>ただし、監査人が<u>中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を</u>中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 監査人は、中間監査報告書において、中間監査の対象、<u>実施した中間監査の概要及び中間財務諸表に対する意見を明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。</u>ただし、監査人が<u>中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断し、その判断に関して説明を付す必要がある事項及び中間財務諸表の記載について強調する必要がある事項を</u>中間監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p>

項目	改訂案	現行
	<p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に 次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲</p> <p><u>(2) 経営者の責任</u> <u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること</u></p> <p><u>(3) 監査人の責任</u> <u>監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u> 中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体とし</p>	<p>3 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがなく、中間財務諸表が有用な情報を表示していると判断したときは、その旨の意見を表明しなければならない。この場合には、中間監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 中間監査の対象 中間監査の対象とした中間財務諸表の範囲、<u>中間財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 実施した中間監査の概要</u> 中間監査の基準に準拠して中間監査を行ったこと、中間監査の基準は監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうか</p>

項目	改訂案	現行
	<p>て中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、<u>中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること、中間監査の手続の選択及び適用は監査人の判断によること、中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための基礎を得たこと</u></p> <p>(4) 監査人の意見</p> <p>経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p>4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>	<p>の合理的な保証を得ることを求めていること、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていることその他財務諸表の監査に係る監査手続との重要な相違、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための<u>合理的な</u>基礎を得たこと</p> <p>(3) 中間財務諸表に対する意見</p> <p>経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中間会計期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められること</p> <p>4 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその</p>

項目	改訂案	現行
	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が<u>無限定意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。</u></p> <p>この場合には、<u>別に区分を設けて、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p>5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、<u>その影響が中間財務諸表全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>別に区分を設けて、その旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかったことにより、無限定の意見を表明することができない場合</u>において、その影響が中間財務諸表<u>全体</u>に対</p>	<p>適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して不適切なものがある場合において、その影響が中間財務諸表を全体として投資者の判断を損なうような<u>虚偽の表示に当たるとするほどには重要でない</u>と判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、除外した不適切な事項及び中間財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</u></p> <p>5 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、中間財務諸表の表示方法に関して<u>著しく不適切なもの</u>があり、<u>中間財務諸表が全体として投資者の判断を損なうような虚偽の表示に当たると判断した場合には、中間財務諸表が有用な情報の表示をしていない旨の意見を表明しなければならない。</u>この場合には、<u>中間財務諸表に対する意見において、その旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>6 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を<u>実施できなかった場合</u>において、その影響が中間財務諸表に対する<u>意見表明ができないほどには重要でない</u>と判断したと</p>

項目	改訂案	現行
	<p>する<u>意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、別に区分を設けて、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表<u>全体</u>に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、<u>次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、中間監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</u></p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 (4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示</p>	<p>きには、<u>除外事項を付した限定付意見を表明しなければならない。この場合には、実施した中間監査の概要において実施できなかった監査手続を記載し、中間財務諸表に対する意見において当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</u></p> <p>7 監査人は、中間監査に係る重要な監査手続を実施できなかったことにより、中間財務諸表に対する意見表明のための<u>合理的な基礎</u>を得ることができなかつたときには、意見を表明してはならない。この場合には、中間財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 監査人は、<u>次に掲げる事項その他説明又は強調することが適当と判断した事項は、中間監査報告書に情報として追記するものとする。</u></p> <p>(1) 正当な理由による会計方針の変更 (2) 重要な偶発事象 (3) 重要な後発事象 (4) 監査人が意見を表明した中間財務諸表を含む開示</p>

項目	改訂案	現行
	書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違	書類における当該中間財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違